

青森県報

第三千六百六十一号

平成二十五年
三月四日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高 齢 福 祉 課)	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同)	一
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………	(障 害 福 祉 課)	二
技能検定試験の施行……………	(同)	二
右 同……………	(同)	三
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県 民 生 活 課)	四
争議行為の通知の公表……………	(同)	五
建設業者の許可の取消し……………	(同)	五
右 同……………	(同)	五
右 同……………	(同)	五
右 同……………	(同)	六

告 示

青森県告示第百五十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 氏名又は 名称又は 名称又は 名称又は 名称又は	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事 業を行 う所	指 定 年 月 日
株式会社町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	福祉用具貸与	弘前市大字境関字西田二八の一	平成二十五年三月一日
株式会社町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	福祉用具貸与	弘前市大字境関字西田二八の一	平成二十五年三月一日
株式会社町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	福祉用具貸与	弘前市大字境関字西田二八の一	平成二十五年三月一日
株式会社町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	福祉用具貸与	弘前市大字境関字西田二八の一	平成二十五年三月一日

青森県告示第百五十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者 氏名又は 名称又は 名称又は 名称又は	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ビスの種 類	介護予 防サ ビス事 業を行 う所	指 定 年 月 日
株式会社町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	福祉用具貸与	弘前市大字境関字西田二八の一	平成二十五年三月一日
株式会社町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	福祉用具貸与	弘前市大字境関字西田二八の一	平成二十五年三月一日
株式会社町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	福祉用具貸与	弘前市大字境関字西田二八の一	平成二十五年三月一日
株式会社町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	福祉用具貸与	弘前市大字境関字西田二八の一	平成二十五年三月一日

株式会社町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	特定介護用具販売	サカエ福祉	弘前市大字境関字西田二八の一	"
社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐一字石田一二二一の	介護予防訪問リハビリテーション	平成の家	弘前市大字独狐一字石田一二二一の	"

青森県告示第百五十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したため、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十五年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	増田病院 有限会社津軽メディカル商事松田薬局	所在地	五所川原市字新町四一 弘前市大字南瓦ヶ町二の六	指定辞退年月日	平成三〇一 "
----	---------------------------	-----	----------------------------	---------	------------

青森県告示第百五十四号

平成二十五年前期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 一級及び二級

造園、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業）、

放電加工（数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作业）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷、プラスチック成形（射出成形作業）、とび、左官、畳製作、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾

次の職種は学科試験のみ実施する。

産業車両整備、タイヤ張り

二 三級

造園、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て、塗装（金属塗装作業）、広告美術仕上げ、フラワー装飾

3 単一等級

塗料調色

二 実施期日

1 実技試験は、平成二十五年六月五日（水）から同年九月十日（火）までの間に おいて、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

(一) 平成二十五年七月二十一日（日）に実施する職種

三級

造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾

(二) 平成二十五年八月二十五日（日）に実施する職種

(1) 一級及び二級

造園、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装

(2) 三級

金属熱処理

(三) 平成二十五年九月一日(日)に実施する職種

一級及び二級

機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ

(四) 平成二十五年九月八日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾

(2) 単一等級

塗料調色

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が増減される場合もある。

青森市 弘前市 八戸市

四 受検申請書の提出期限

平成二十五年四月八日(月)から同月十九日(金)まで

五 その他検定に關し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会に配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話

〇一七 七三四 九四一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七 七三三八

五五六一)へ問い合わせること。

青森県告示第百五十五号

平成二十五年全期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により公示す

る。

平成二十五年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 随時三級

さく井(パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、
鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業、軽合金鑄物鑄造作業)、鍛造
(ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス
盤作業)、金属プレス加工、鉄工、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機
械板金作業)、めっき(電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム
陽極酸化処理、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作
業)、機械検査、ダイカスト(ホットチャンネルダイカスト作業、コールドチャ
ンダイカスト作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て、電気機器
組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、
開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリ
ント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空調和機器施工、染色
(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作
業、靴下製造作業)、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、
布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、
印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業)、印刷、製本、プラスチック
ク成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成型作業、ブロー成形
作業)、強化プラスチック成形、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、パン
製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわら
ぶき、とび、左官、タイル張り、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型
枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工(プラス
チック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製地下工事作業、
ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエル
ポイント施工、表装、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧
塗装作業)、工業包装

2 基礎一級及び基礎二級

- さく井（パークッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、
 鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業、軽合金鑄物鑄造作業）、鍛造
 （ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス
 盤作業）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機
 械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム
 陽極酸化処理、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作
 業）、機械検査、ダイカスト（ホットチャンネルダイカスト作業、コールドチャ
 ンダイカスト作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て、電気機器
 組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、
 開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリ
 ント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、冷凍空調和機器施工、染色
 （糸浸染作業、織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作
 業、靴下製造作業）、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、
 布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、
 印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）、印刷、製本、プラスチ
 ック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成型作業、ブロー成形
 作業）、強化プラスチック成形、石材施工（石材加工作業、石張り作業）、パン
 製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわら
 ぶき、とび、左官、タイル張り、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型
 枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（プラス
 チック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製地下工事作業、
 ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエル
 ポイント施工、表装、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧
 塗装作業）、工業包装
- 二 実施期日
 実技試験及び学科試験は、平成二十五年四月一日（月）から平成二十六年三月三
 十一日（月）までの間において、別途青森県職業能力開発協会が指定する日に行つ
 三 実施場所
 実技試験及び学科試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。
 四 受検申請書の提出期限
 随時受け付けをする。
 五 その他検定に関し必要な事項

- 1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会で交付する。
 2 受検申請書の提出先
 青森市大字野尻字今田四三の一
 青森県職業能力開発協会
 3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課（電話
 〇一七 七三四 九四二五）又は青森県職業能力開発協会（電話〇一七 七三八
 五五六一）へ問い合わせること。
- 公 告**
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告
- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認
 定の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。
- 平成二十五年三月四日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 申請のあつた年月日
 平成二十五年二月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人柔道スポーツ育成会
- 三 代表者の氏名
 蹴場 将行
- 四 主たる事務所の所在地
 三沢市桜町二丁目八の二〇
- 五 定款に記載された目的
 この法人は、広く一般市民を対象として、柔道をはじめスポーツ全般の普及、振
 興に関する事業、スポーツイベントの主催及び開催支援事業、公共スポーツ施設の
 設備・運営等、地域におけるスポーツ活動の支援事業、スポーツの振興を図る事業
 などを行い、行政や地域社会と協働し、青少年の健全育成と生涯スポーツ社会の構

築に寄与し、地域のまちづくりの推進を目的とする。また、スポーツ活動やボランティア活動を通じて、国際交流と国際親善に寄与することを目的とする。

争議行為の通知の公表

八戸市大字田面木字中明戸二に所在する八戸赤十字病院労働組合の執行委員長田村政雄から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十五年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

二〇一三年春闘組合要求の前進および実現

二 争議行為をなす日時

平成二十五年三月五日午前零時より妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

八戸赤十字病院の全職場、または一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独または、併用して行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 阿保塗装店

二 氏名 阿保 文雄

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字藤代一丁目一五の七

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第七二二七号

五 取消年月日 平成二十五年一月十日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年十月六日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社大開建設

二 代表者の氏名 高橋 宏佳

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字堀越字宮本四七の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一六三一六号

五 取消年月日 平成二十五年一月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年一月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社かさい商店
- 二 代表者の氏名 前田 和紀
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字高田三丁目六の二二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二) 第六四八〇号
- 五 取消年月日 平成二十五年一月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十五年一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社進貴
- 二 代表者の氏名 棟方 春彦
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字緑ヶ丘二丁目三の九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二) 第二〇〇三九四号
- 五 取消年月日 平成二十五年二月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
大工、タイル・れんが・ブロック、鉄筋工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十五年二月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭